

暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

市販薬での副作用
すぐに飲むのを
やめて相談を

ドラッグストアで購入した風邪薬を服用した。夜になり、全身にじんましんが出て、目、唇がただれるほど腫れ上がった。(当事者…70歳代男性)

【ひとこと助言】

薬局やドラッグストア等で購入できる風邪薬等の一般医薬品でも、副作用が起きた事例が報告されています。なかには死に至るまたは後遺症が残るような重篤なケースもあります。医薬品を購入するときは、アレルギーの有無や副作用の経験、持病および併用している

る薬を薬剤師や登録販売者に伝えましょう。医薬品を飲む前に説明書を読み、飲んで異常を感じたらすぐに薬を飲むのをやめて、医師や薬剤師に相談してください。

医薬品医療機器総合機構では医薬品や副作用の被害の救済制度について問い合わせを受け付けています。

◎医薬品に関する相談

☎03-3506-9457

◎医薬品副作用被害救済制度

☎0120-149-931

*ともに、月々金曜日の午前9時～午後5時まで(祝日・年末年始を除く)。

染毛剤による 皮膚炎が起きています

同じ染毛剤を使つてすでに2回毛染めをしている。自宅で3度目に使用したところ、目が開かないほど顔面が腫れ、1週間仕事を休んだ。メーカーに相談すると、セルフテストをしたのかと聞かれたが、説明書の字が小さくて内容を判読できなかった。(当事者…60歳代男性)

【ひとこと助言】

ヘアカラーリング剤のうち、医薬部外品である酸化染毛剤(ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め等と呼ばれる)は、その主成分でアレルギー性の皮膚炎を起こしやすいことが知られています。軽微なかゆみや痛みを無視して毛染めを続けるうちに、重篤な症状が現れることもあります。染毛剤を使用する際には必ず毎回、事前にセルフテストを行うことが大切です。

これまで染毛剤を使用して異常を感じたことのない人でも、突然アレルギーを起こすことがあります。異常を感じた場合はすぐに使用をやめ、医療機関を受診しましょう。

受け渡し時には確認を クリーニング店に 防止のために

2カ月前に礼服をクリーニングに出した際、特殊なボタンがついているので特別な処理を頼んだ。その後礼服を受け取ったが、しばらく着ないで置いておいた。法事があり、礼服を取り出したところ、ボタンが一つ壊れていた

ので、クリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1カ月以内しか保証しないと言われた。(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が寄せられています。衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。クリーニングを出すとき、受け取るときは、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成しています。この基準はSマークやLDマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。

【Sマーク】クリーニング業に関する標準営業約款の登録店
【LDマーク】クリーニング生活衛生同業組合の加盟店

(全て、国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

司法書士による
無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

◇日時 3月4日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター